

第3回 甲賀市市民参画、協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成29年11月10日（金） 14時～16時

【場 所】 碧水ホール 2階 会議室

○出席者

委 員：14名（委員総数15名）

池田委員、澤委員、中川委員、中島委員、西村委員、波多野委員、本馬委員、水上委員、森地委員、薮下委員、吉田委員、神山委員、中沢委員、秀熊委員

事務局：岡田、清水、伊藤、福田

傍聴者：1名

○議 題

1. あいさつ
2. 第2回会議録の確認について
3. 地域市民センターのあり方について
4. その他

開会

○事務局

第3回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を開催いたします。

1 あいさつ

○中川委員長

3回目になりましたので、皆様から率直なご意見をいただき、一つひとつ丁寧に課題を克服していきたいと思っております。今日もよろしくお願いいたします。

議事

2 第2回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

○中川委員長

「第2回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認」です。

○水上委員

5ページの私の発言のなかで「振興会は同じ建物の2階」とありますが、1階奥の図書室を使っています。離れているという趣旨の発言で、「2階」は間違いです。

○中川委員長

その趣旨が通るように修正をお願いします。他にあれば、11月15日までに事務

局へ連絡ください。修正後の要約会議録をホームページに公表してよろしいか。

—— 全員了承 ——

○中川委員長

皆様の同意を得ましたので、第2回会議録をホームページに公表いたします。

3 地域市民センターのあり方について

○中川委員長

次に、「地域市民センターのあり方について」に入ります。①～③の項目を一括しますと資料説明に時間がかかりますので、①から順にブロックに区切って説明いただきます。では、①「各地域の状況」について説明をお願いします。

○事務局

資料1「各地域の状況」（平成27年国勢調査結果抜粋）

○中川委員長

地域の大きな傾向が見えたかと思います。これについて質問があれば伺います。

○吉田委員

水口地域と岩上地域は小学校区としては、同じ水口小学校区なので、統計として一つにまとまらないのですか。

○事務局

自治振興会も地域市民センターもそれぞれにありますので、それぞれとして統計しています。小学校区でいうと水口地域と岩上地域は一小学校区になりますが、伴谷地域では、伴谷東小学校区と伴谷小学校区をまとめています。これは物理的にも分けるのが難しいですし、地域市民センターも自治振興会も一緒ですので一つとして挙げています。

○吉田委員

それなら信楽地域は、自治振興会が3分会に分かれているので、データとしては3分会あったほうがいいのではないかと思います。

○中川委員長

出典の国勢調査のデータは何々町何丁目で区切るので学区単位になっていません。これからは自治振興会に対応させていくために、統計の改革をしなければならないと思います。いわゆるメッシュに落とす改革です。国勢調査が住所別だからきちんと数

字が出ないということは、統計のほうで改める協議をしていただきたい。自治振興会単位でいろいろなデータが出るように、すべての部局通達を流していただけないか。

○事務局

甲賀市ではコミュニティ・コードという、区・自治会ごとのコードをつくって処理をしていますが、国の統計調査は住所別なので、甲賀市のコミュニティ・コードに沿ったシステムと合致しません。

○中川委員長

出てきたデータを組み替えるやり方や、コンピュータに乗せて変換するやり方など考えてください。ただ、統計は国勢調査だけではなく経済統計とかいろいろあるので、そういうものをできるだけ自治振興会単位にメッシュに落とせるように切り替える作業が必要ではないですか。つまり統計改革が必要だということです。

それでは次の「19地域市民センターでの証明書発行、収納業務について」、その実情を知ったうえで議論に入っていきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料2「19地域市民センターの業務実績」

資料3「長浜市住民票等宅配サービス」

資料4「甲賀市高齢者障害者安心生活支援事業実施要綱」

○中川委員長

これについて皆様方からご意見をいただきたいと思います。

今の資料説明の趣旨は、地域市民センターでの証明書発行・公共料金収納業務については一定実態がわかってきたので、19の地域市民センターでの証明発行業務を長浜市のような証明書宅配サービス制度などに切り替えられないか、ということです。既に甲賀市高齢者障害者安心生活支援事業実施要綱という制度があるので、この制度と整合を図りながら、宅配サービスを検討していきたい。証明発行の手数料はいただきますが、宅配サービス部分は無料という構想です。

現在は、証明発行・収納業務をするために任命辞令で職員を配置していますね。

○事務局

正規職員もしくは、嘱託職員を任命という形で19の地域市民センターに2名ずつ配置しています。

○中川委員長

地域市民センターから証明発行・収納業務をはずし、その業務に費やしていた分を、自治振興会の支援に当てていきたいということです。

○吉田委員

過去にどういった経緯で証明発行・収納業務を始められたのかを確認したいです。私が関わった自治振興会の設立準備協議では、地域市民センターで証明発行・収納業務をするという話はなかったと思います。地域支援員なので自治振興会支援をしていただくと思っていたのですが、その方が証明発行とか貸館業務をされ、窓口業務があるために事務所を離れられないので、公園で起きる問題、河川で起きる問題、諸々に関して地域支援員の支援を受けながら活動するのが難しかった経緯があります。

まず、いつ、誰が、証明・収納業務を19の地域市民センターで始めると決めたのか知りたいです。また、課題があったから証明・収納業務を始めたと思います。その課題が解決したのなら業務をやめてもかまわないと思うのですが、始めると決められた方たちが、その課題をどのように扱われたのかが疑問です。

私は自治振興会側からですからきつい言い方になりますけれど、職員がいるから、証明収納業務もできるということで一石二鳥と考えたのに、窓口に張り付いて地域内を動けなくなり、自治振興会支援もできないし、窓口業務も圧迫してくるという二兎を追うものは一兎も得ずの状態が起きているのではないかと思います。

ですので、この部分はもとの課題とか過去の経緯も含めて確認をする必要があると思います。ただ、過去の議事録をいろいろ見ましたが、収納・証明業務を行う件に関して決定した記録はありませんでした。そもそも状況がわかりませんので、なぜこうなっているのかという説明をしていただけるとうれしいです。

○事務局

自治振興会によるまちづくりは、平成22年度に市から地域の皆様に提案して始めました。このときに、自治振興会によるまちづくりを始めるにあたってのポイントの一つが、市内23の概ね小学校区エリアに地域市民センターを設置して、そこに支援担当職員を配置して、自治振興会を支援することです。

地域市民センターを設置するにあたって、職員ができる範囲でできるだけコストをかけずに地域の皆様にできるサービスをしようということで、証明書発行・収納業務を始めたということです。

今ご指摘のとおり、確かに自治振興会支援がメイン業務でありながら、窓口業務があるために窓口を離れられないことが足かせとなり、地域に出向いて地域の自治振興会の役員やキーパーソンの方とふれあうようなことがしにくい状況も起こってきております。センターの職員からもそういう話は聞き取っています。

ただし、身近なところで行政サービス窓口を開いていることで、市民の皆様、特に高齢者の方からは、市からの通知文書をわかりやすく説明してほしいとか、市のなに課に詳しい話を聞きに行ったらいいかという相談ができるのでありがたいとおっしゃっていただいています。この相談を受ける業務はセンター体制を変えても引き継いでいきたいと思っています。

○吉田委員

それでは決まった理由がわかりません。住民要望で収納・証明窓口を設置したという流れであれば、私たちがこの委員会で市民側の立場として話し合えると思いますが、行政の内部で決まったのであれば、それは行政側の判断ですので、廃止についても担当課で話し合っただけでもいいと思います。

この委員会の要綱の目的の5番に該当するにしても私たちが話し合う内容としては、薄い内容だと思います。もとの課題に逼迫した状況があって、それが解決したのであればこのタイミングかもしれないと思うので、そういった何かを示していただけると判断はしやすいです。

○事務局

行政でセンター設置の際に、こういうサービスをやったほうが良いと始めたのは間違いありませんが、この検討委員会でご意見を承ろうとしているのは、地域市民センターが、自治振興会支援を主たる業務として行うことに影響するからです。

マイナンバーカードの普及とかコンビニでの収納開始などにより、地域市民センター開設当時より証明・収納の環境がよくなっています。そういう背景もあり、証明・収納業務に費やしていた分を自治振興会支援にもっと力を注ぐほうがこれからの地域市民センターのあり方としてふさわしいのではないかと考えております。

○吉田委員

現時点での話はよく理解できますが、それと問題が違うように思います。

○中川委員長

例えば三重県の伊賀市とか名張市の経過を見ていますと、証明書発行業務・公金収納業務も同時に議論していました。なぜかというところ、合併に対する反対の柱立てが、合併によって不便になるのではないかと、不便になっては困る、ということでしたので、できるだけ旧来の町役場的な機能を各所に残存させますという気運が一斉にあったのです。だから甲賀市もそうなったんだと私は理解しています。

ところが、時代が変わってきて、インターネットでやり取りできるし、コンビニなど結構便利になってきたら、この業務が本当に必要なのかという反省が出てきました。

もう一つは、合併で職員が相対的に減ってきたのです。自治体が大きくなればなるほど中枢的な機能が合同でできるので必要な職員数が減ります。それに併せて職員定数を減らしていく中で、センターに1人ずつ職員を配属するのは非常に贅沢で、そこに国が目をつけて、圧力がかかります。これを見直すというのは時代の流れに沿った合理的な判断だと思います。

ただ、地元にお住まいの方々にとってできるだけ不便を強いることのない方法について前回少し議論して、その対案が長浜の証明書宅配サービスのような考え方だと理解します。今日は19の地域市民センターでの証明・収納業務の廃止についての意見

をまとめることだをご理解いただけたらと思います。

○西村副委員長

前回、鮎河自治振興会から高齢者のためにその機能を残してほしいという話があったと思うので、特に僻地の自治振興会の高齢者の方への気持ちとかがこれで対応できるのであればいいのですが、意見を聞きたいです。

○水上委員

資料2を見ますと高齢者の方の利用がほとんどないのが実態で、長浜市のような宅配サービスができるのなら不便とは思われないのではないかと思います。

○中川委員長

地域市民センターに書類を持ってきて、これはどこへ相談にいったらいいのかとか、これは何だろうとか、そういう相談に応じる能力は残せるわけですね。

○事務局

そうです。市役所庁舎でも庁舎案内係を業務委託で配置して、来庁の内容を聞き取って担当課にきちんとつないでいます。そのマニュアルを踏まえて地域市民センターの職員に研修等で徹底して、住民の皆様の相談の手助けはできると考えています。相談業務は主に地域市民センター長が担当することを想定しています。

○中川委員長

では、収納・証明業務は廃止の方向でよろしいですか。これだけの件数しかないのに常設の職員を張りつけるのは、とても耐えられないぐらいのコストだと思います。現在配置している職員のコストがいくらかかっているのかがわかっただけでもっとリアルになると思います。

○事務局

嘱託センター長は月額18万後半ぐらい、地域支援補助員は16万ぐらい、正規職員は平均すると係長級が多いので30万ぐらいです。

○中川委員長

共済費とか年金の雇用主負担を含めると正規職員年間1人当たり、約800万から900万のコストがかかっているということです。

○吉田委員

数字だけで見ると私もコスト的に難しいだろうなと思いますが、数字でないところも少し話ができたらと思います。

○中川委員長

今の業務のまま残したほうがいい地区があるということですか。

○吉田委員

具体的にあるわけではないのです。みんなに聞けばみんなその地域だけは残してほしいといわれると思います。数字だけで判断してもいいのか気になります。

○中川委員長

高松のある住民自治協議会はJRから委託を受けて切符の販売をしています。行政からの権利委任を受けて証明書発行を代理でやっている住民自治協議会もあったと思います。そんな手法がとれるかどうかですが、その場合は常勤で誰かがいないといけません。委託料といっても大した額は出ないだろうし、そういうことも検討しないといけません。

行政側としてはこの方式に変える方向で、一旦動きだしてほしいということですね。

○事務局

この委員会で決定されたから変更するとうことではなくて、区長会とか住民の皆様にも説明して、また議会にも説明して対応してまいります。

○中川委員長

われわれの想像の範囲内で、こんな事例がある、こんなケースもあるということが出てこないとも限らないので、その場合は弾力的な対応をお願いします。

要するに、この委員会では、長浜方式を参考に甲賀市も高齢者障害者安心生活支援事業実施要綱の改定でやることについてはやむをえないという意見になったと思います。

○本馬委員

証明書の郵送請求ができるとか、マイナンバーカードによりコンビニでの取得ができるとか、高齢者障害者安心生活支援事業も住民のなかで知っている方は一部だけなので、そういうことを周知して、選択肢を皆にしっかり示したなかで移行を進めていただけたら住民としてありがたいと思います。

○中川委員長

大切なご指摘でした。ある日突然変わったということがないように、何月からこうなりますよ、お心当たりの方は届けてください、認定されればお届けしますというふうにやってください。

それでは次の3番目の議案に入りたいと思います。「地域住民センター長を嘱託職員にする、嘱託の地域支援補助員を集落支援員にする」、これについて皆様方のご意

見をお聞きします。これは自治振興会の今後のあり方、地域市民センターがこれまでどう扱われてきたか、現状はどうか、今後どうしていくかということと合わせて考えないといけないという話です。人材の話を中心に一度ご説明いただいて議論したいと思います。

○事務局

資料5「自治振興会と地域市民センターの経過と今後の推進（案）」

資料6「小規模多機能自治に向けたセンター職員の関わり（一例）」について説明

○中川委員長

資料5と資料6はよくわかりましたが、嘱託地域支援補助員と集落支援員の具体的な違いについて補足説明をお願いします。身分と権限権能というか義務の説明がないからイメージが湧かないのではないかと思います。

○事務局

地域支援補助員の嘱託職員は、市長が任命して、正規職員と同じ時間帯で働き、身分は地方公務員という形で雇用しています。集落支援員は、市長が委嘱して、地公法3条3項のなかで特別職の地方公務員の位置づけで、個人情報などの業務も扱えるようにしていきたいと思っています。勤務時間は今の地域支援補助員と同じような時間帯を考えていますが、今よりも会議とか支援に行くのでセンターに詰めている時間は短くなると想定しています。

○吉田委員

今の説明だと、証明書発行・収納業務を除いた同じことをすると思うので、結局、窓口に縛られる状態になると思うのですが、そのへんは大丈夫ですか。

○事務局

嘱託地域支援補助員は、ハローワークに求人広告をするときにパソコンの操作ができること、普通自動車運転免許を保有していること、この二つの条件で面接をして、地域づくり、自治振興会の支援をやっていただくのですが、どちらかというとな事務補助に偏りがちです。集落支援員は、地域づくりに熱意のある方で、自治振興会の会議に出て自治振興会の実情をしっかりと把握できる方を自治振興会の役員なり地元の方から推薦していただいて市が委嘱をします。地方公務員法の適用を受けて、個人情報の扱いとか、収納業務も税金以外の館の施設使用料などを受納する必要があるので必要最小限の事務的なことができるようにはしますが、主には自治振興会の会議や部会に出て、しっかりと地域の実情を把握して支援をしていきたいと考えています。そのときには「地域カルテ」という、データ分析に基づいた地域づくりを進めていただく必要もあると思いますので、データの収集なり整理を地域の方と一緒にやっていただ

きます。事務に偏っていた嘱託地域支援補助員から、地域づくりに力を注げる集落支援員に替えていきたいと考えています。

集落支援員設置要綱を定めて地公法の適用を受けるようにしていきたいと考えています。報酬はもちろん出しますが、雇用ではないので雇用保険に入れないと思いますので、国保に入っていていただく分を上乗せして出しているところが多いようです。

○吉田委員

原資は市、国、どちらからですか。

○事務局

一旦は市からですけど、集落支援員は特別交付税対象です。1人年間最大350万が算定対象となっていますが、その金額にするかはまだ決めていません。

○中川委員長

対比表があったらもっとわかりやすかったと思います。嘱託地域支援補助員は、どちらかというとな務的なことに特化して、本来のコーディネート、プロデュース、ファシリテートに手が及んでいないので、この際これを一度ゼロからやり替えてしまいたい。名前も集落支援員にして、雇用形態も市長の委嘱としてきちっと位置づけて、単なる事務補助ではなく、地域を活性化させていくための作戦を立てたり、実態の調査をしたり、より客観的な立場でサポートするという位置づけです。

○本馬委員

転換期の32年度あたりに指定管理導入を想定されていますが、指定管理ということは、ほかの団体等にその業務を依頼していくこととなります。現在市の職員が担っている嘱託センター長を、指定管理者がセンター長の役割と集落支援員配置をするようになる。そうすると、集落支援員は市長の委嘱を受けて、センター長は指定管理者がなるのですか。

○事務局

指定管理というと、すべて地域をお任せすることになるので、市からの嘱託センター長も集落支援員も引き揚げます。

○本馬委員

ということは、市の職員でもないし、市長からの委嘱もはずれるということですね。

○事務局

そうなります。

○澤委員

だいたい話はわかるのですが、嘱託とかどうこうではなく民間に任せたらどうですか。コンビニで収納業務ができるので、収納業務はそれで代行できます。集落支援員は、自治振興会に対するアドバイザーとかいろいろ、それは民間と提携してできるのではないですか。あなたはこの地域でお願いしますよというような個人契約的なものはできないのですか。あらゆるものを民間に任せたらどうですか。

○中川委員長

今のご意見は、集落支援員に切り替えたときに全地区の集落支援員の候補者がみんな決まるのか、適任の人がいるのか、その疑問でもありますね。

○吉田委員

地域市民センター開設時は、係長級以上の職員が配置されると聞きました。係長級以上の方がセンターにおられながら、かつ補助員がおられて、ここから窓口業務がなくなれば問題がないはずなのです。なので、350万円分のお金のメリットを出すためには人の入れ替えをする必要があるということであれば理解できるのですが、やっていることは同じですから、ここで議論しているのはお財布の話なのではないですかと思えてしまう。

自治振興会側からすると、来られる方の人数も変わらず、質も変わらないわけです。研修をしてそういう人を入れていきましょうというのなら質は変わらないのと同じだと思うのです。そうすると、質が下がらないならば、係長級以上の方が今入っておられるところから窓口業務を除いた形と同じです。これは議論とか審議というより、いっておられることは一緒に聞こえてならないのです。

○事務局

今のセンター長の立場という部分と、地域支援補助員を集落支援員に替える本来の目的は、あくまでも自治振興会の支援を専門的に受け持ってもらう人を固めるということで、それは行政マンではできない範囲までどんどん入っていける立場の人をそこに入れることによって流れが変わるという一つの大きな目標を持っているのです。

今までやっていた窓口業務は、せっかく身近なところに行くのだったらできることをやろうというふうに課長が説明しましたように、できなかつたらできないでやめられるのですが、自治振興会の支援自体をやめられない。

それはなぜかという、自治振興会によるまちづくりは住民自治ということで始めたのですが、市が進めているなかの協働のまちづくりという大義名分より大きな目標を掲げますので、地元だけがやっている部分と市がやる部分で今まで交わったところが今まで協働という観点でもっていたのですが、本来どちらもがきちっとできたら、交わっている部分ではなくて、地元ができる範囲が逆に決まってくるから、その補足する部分は当然協働として市が関わっていかないといけないという部分が見えてく

るはずですが、まだ平均的にはそこに至っていないのです。

そういうことから、23の自治振興会がすべて、あと5～6年先には小規模多機能自治というところできちっと足並みを揃うぐらいの状態まで持ち上げるための措置として、集落支援員という専門的な人を入れていこうという目標としてここに掲げたものです。

ただ、先ほど課長の説明で「地域のほうから」といったのは、当然、地域を知っているのが前提になるのですけれど、23カ所で地域のなかから該当する人が果たしているだろうかと個人的には心配しています。今までのセンター長に該当する人は当然地域のことを知っている人のほうがよいから、その人を地域から選んでもらうような公募のかけ方もできるような形にしていくとか、これは個人的な案ですけれど、集落支援員は、全国的に外注してでも、そういうのに熱意があって積極的に取り組んでいきたいというぐらいの人でないと、スキルアップが逆に地域の人に対してやりにくいということも考えられます。なぜかという、地域からでて自治振興会の活動を指導できるような立場の人は滅多にないはず。そういう人がいるのなら、自治振興会の三役を決めるのに23カ所で困るということはずなないと思うのです。

だから、地域からというのは理想ですけれど、そういったことはもっと広く捉えて人材を確保しないとなかなかできないのではないかな。これをつくっている過程のなかでの課題として、ここでしゃべる話ではないとは思いましたが、流れとしてはそこにもまだ課題が市としては残ってくると思っています。

○西村副委員長

資料6に、集落支援員のスキルが載っているのですが、これは理想形で、私がやっているコンサルタントのスキルがないと難しいだろうと思います。こういう人を23人連れてくるのは至難の業だと思います。専門家のアドバイスを受けると力についてはいいと思いますが、23の自治振興会で望まれている集落支援員のスキルはそれぞれ違うと思うので、そこはもう一度原点に戻って、23の自治振興会と今の担当の方と、今なぜうまくいっていないのか、そこをちゃんと反省して、その打開策として新しい人が入ったときにどういうスキルがいるのかというのを整理しないとイケない。それは振興会ごとに全部違うのだと思います。お金の問題だけではないと思います。まず現状の振り返りをして、各自治振興会と話し合う場をもたないと、たぶんこのまま変えただけではまったく動かないと思います。

○吉田委員

うちの地域の場合、職員と綿密に話をすることによって業務バランスが必ず50%になるように考えています。行政側の窓口業務が50と捉えると、自治振興会側の業務を50に抑えています。毎月この話をして50に戻しているのです。

それと、集落支援員になるとナレッジが溜まらないと思うのです。行政の方であれば5年前の支援職員もどこかの課におられるので、ナレッジ化できている知識が溜ま

っていて集合知として使えるので、何かあったときには聞くことができます。辞めてどこかへ行かれると地区でナレッジ化しないという問題があって、その部分が懸念になります。地域の大きい・小さいは問わず過去からの知識が必要になると思いますので、その部分まで含めて考えていく必要があるのではないかと思います。

○中川委員長

今議論していることを整理します。まず地域市民センター長は、現在でも行政の直接任命辞令の職員と嘱託センター長と二つ並行しているわけですが、これを一斉に嘱託に切り替えても問題はないだろう。その背景にあるのは、証明発行・公金収納業務がなくなっていくからだ。これは了解できるかと思います。一定のコストを下げることもなるし、そこにいる職員を別の部分で使うという意味での転換はわかったと。

嘱託地域支援補助員については、西村副委員長の整理でいきますと、23の地区によって位置づけがばらばらである。資料5の工程表を見ると、将来的に事務局も充実して常設事務局長も生まれてくるので、役員も一定程度の経営スキルをもった、いわば名望家型役員ではなく経営者型役員に変わってってもらいたいとはっきりいつているわけです。当然それなりの報酬も保証できるような役員体制をつくらないといけないという考え方だと思います。

地域支援補助員はどういう位置づけかということ、決算報告をつくったり計画書をつくったりする、そのお世話にどうも流れ込んでしまって、かえって地域の力がつくことの邪魔になっているのではないか。いってみたら、便利づかいのなかに自分も甘えてしまって、地域に力がつくのを逆に阻害しているという気配もあるのではないか。行政側はそういう危機意識をもっているのではないかと、私は勘ぐっているわけです。

そこで一定程度の客観的な立場で地域をケアし、バックアップし、ファシリテートし、自立に向けて応援する集落支援員型の嘱託を置きたい。これについては了解ができる。しかし、その人材が果たして本当に見つかるのかという疑問が今出たわけです。

そういう人材が地元から出てくるというのは難しいと思います。小さいときから面倒見てもらったおっちゃんに「あんた、そろそろ引退しなはれ」なんていえないだろうと。

○中島委員

大原の場合、地域支援員は、事務所が別なので、事務的な単純な支援はやってもらえるのですが、うちの動きがなかなか見えない。例えば月に会議だけでも10回以上ありますから全部に出てもらおうのも気の毒なので役員会とか総会には出てくださいというのですが、地域を理解してもらおうと思ったら、できるだけ時間を共にして普段の何でもない会話をすることが大事です。窓口業務をされていて、そこにいるだけでもちょっと話をすることができますけれど、甲賀大原地域市民センターは離れていますので、その点でうまくいかなかったなという反省があります。

これからはそういう面をなくして、できるだけ一緒に歩いていくというようになっ

ていかないと、どれだけ有能な人が来られても、ときどき来てアドバイスをいっても地元の者もすぐに受け入れられないところがある。やはり共に過ごすというのが大事な要素かなと思います。

○中川委員長

私の友人の大学教授の研究室で育った学生が京都市役所とかに頼まれてまちづくりのアドバイザーで入ると、非常に優秀なので京都市役所の職員にならないかといわれても、こういうことを自分のコンサルティング・ビジネスとしてやっていきたいので公務員になる気はありませんと断るそうです。そういう若い人が集落支援員で入って、2年か3年経ったらキャリアを積んでスキルアップしていくということが成り立ってくればいいなと思います。ただ、そういう人材はまだまだ少ないので、この二十数名をどうするのか。

○西村副委員長

各自治振興会で取り組む内容というか、地域で重要視しているプロジェクトはかなり違うと思うのですが、ここで求められているのはジェネラリストなのです。オールマイティの人なんてそうそういない。もう少し地域の話聞いてみて、各地域の課題に特化した人だったらいいと思うのです。そのほうが逆に自治振興会にとってもありがたい。集落支援員は特定の分野に確固たるスキルをもっている人に変えていくと、もうちょっと見えやすいかもしれないし、自治振興会もタッグを組みやすのではないかと思います。

○藪下委員

地域市民センターと自治振興会の位置関係は、例えば綾野は同じ事務所にいますからツーカーですけれど、そういうなかで正直に思ったのは、副委員長がいわれたように各自治振興会で整理をしないと、前へ進まない気がするのです。地域で課題もぜんぜん違うのだから行く先はいろいろあっていいと思うのです。そういう形を方向で示しながら、将来こう行くのだから集落支援員はそういう知恵をもった人がやるのだとか、課題に応じた人を採用して行って、将来は指定管理になるというある種のレールを敷きながら、それぞれの自治振興会で独自にやっとうと。最重要な地域課題を解決するようなところに必要な人材をもってくるとか、そういうやり方でひとつ試してみてもいいかもしれない。

○中川委員長

市は決して悪い提案をしておられるとは思っていません。思い切った予算措置も覚悟しておられるわけだから。むしろものすごく覚悟されたと思います。

問題は、集落支援員のなかにいろいろな可能性と問題をはらんでいるので、集落支援員の配置のあり方については事務局と副委員長と私で少し詰めてみませんか。23

の地区で課題や事情はそれぞれ違うと思うので、ここではこういう集落支援員の機能が期待されるというのをソート分析して、それに対応して、この地域にはこういう支援員が必要だということを出して、全体を通じて必要な要素は、例えば愛嬌がいいとか、やさしそうとか、それは絶対必要です。

○藪下委員

そういうふうにしていけば、類似性でグループができます。そのスキルをもった集落支援員が順番に回っていけばいいと思うのです。

○中川委員長

超高齢・少子化型で面積がすごく広いグループとか、旧街道筋でわりと人間も集まっているけれど顔も名前もわかりすぎて煮詰まっているタイプとか、いろいろパターンが出てくると思うので、出てきたパターンに応じてこういう支援員が必要だというのが1月の次回委員会で出てくるのではないかと思います。

嘱託地域支援補助員制度ではもう限界だという判断をされたことは同意します。客観的な立場でアドバイスできる集落支援員が必要だということもわかります。ただ、集落支援員がオールマイティに見えてしまうので不安を感じられたのだと思います。しかも、工程表を見ると、ここまで育てていくのが支援員か、すごいと思われるのではないですか。

それでは、地域市民センター長を嘱託職員に切り替えることについては異論がなかった。嘱託地域支援補助員を集落支援員にすることについては大筋わかったが、地域によって実情が違うので、パターンが違うごとにこういう支援員が求められているという、類型分析とモデルを示してほしい。それによって地元から集落支援員になれる人が出てくる可能性もあるし、地元ではだめだから外からまちコンみたいな人に来てもらったほうがいいというものもあるかもしれない。場合によっては、集落支援員のプールをしておいて、この問題についてはこの支援員というふうなやり方があるかもしれない。

○西村副委員長

自治振興会の成長によって適性する支援員は違ってくると思います。初期段階はこの人が来て、ここまで進んだらこの人とか、支援員が渡り歩くみたいな感じを含めてもいい。

○中川委員長

ありがたいことに、集落支援員に関してはきちっと責任をもって予算措置をしようとしておられるのだから、その全体のお金をうまく使って、各自治振興会の実情にうまく合った人材をはめこむような設計を考えてみまじょうか。

○水上委員

資料6に、キーパーソンの掘り起こしとか、地域の組織の自立化というのがありますが、今もやっている人材育成としての「まちづくり出前講座」は非常にいいなと思っています。市全体で募集されたのですが、実際の参加者は20～30名ぐらいで地域によって偏りもありますので、ますます強化して、もっと各地域から出ていただくように工夫して、その人たちが今まで以上の力になるのかなと思いますので、全体的に地域がますます人材育成に関わるように考えていただきたいと思います。

○中川委員長

今のご意見は、市民人材をもっと掘り起こして、あちこちの地域を紹介していくみたいな、これはコミュニティ型の人材でもいいわけで、ある地域の振興会の会長をやっていた人が別の振興会にアドバイザーとして行くという話があってもいいのではないですか。知り得たことを退いたからいえるということがあるでしょう。市民アドバイザーみたいなものがあってもいいし、NPOをもっとコミュニティで活用してもいいと思います。例えば災害対策訓練をしようと思うと、NPOで災害対策訓練のスキルをもっているところに頼んでやってもらうとか、防災では消防庁の審議会委員をやって、女性の人権の視点から防災を語る人がいますし、そういう人材がまだまだいると思います。市の職員のなかにもたくさんおられると思います。こつは、ただで使わないこと。ボランティアはただと思っているけれど、やはり適正なペイをするということは考えないといけない。

では、1月に向けた次のステップをどういうふうに踏んでいくかということについては、今日の方向性をもとに、西村副委員長と私と事務局でもう一度深めてみたいと思います。大筋はこれで承諾いただけたというふうに理解しました。

○西村副委員長

各自治振興会はまちづくりの計画をつくって目標に向かって着実に進めているのですが、方や、甲賀市でまちづくり基本条例がつくられているのに、この条例の目標とか達成のための市民参画協働の計画がない。これがないかぎり、自治振興会の支援とか市民協働のステップアップはないのではないかと。

東近江でいろいろな話を聞いたり、実際にまちづくり協働参画の話をしていくと、まちづくり協働の計画に沿って毎年ちゃんと施策を打ってやってこられたところが見えているのです。条例をつくったのにその条例を達成するための計画がないのが不思議で仕方がない。例えば来年はみんなでこういう委員会を設けて、協働のあり方、計画はどうしていくべきかというのをきちっと議論してつくりこまないと、自治振興会に支援員を当て込めばうまくいくとは私は全然思ってなくて、市役所のバックアップがないかぎりしんどい。それは制度だと思うので、そこは来年度、支援員を含めて検討していくべきではないかというのが提案です。

○中川委員長

甲賀市の自治基本条例は28年度施行ですからもう動いております、その自治基本条例のなかに参画協働が行動原則になっていたのです。この委員会の所掌範囲は、参画協働の仕組みのあり方がちゃんと作動しているかということも見ることになっています。自治基本条例に基づく行動原則がちゃんと定着しているか動いているかということを見るのは、この委員会しかないわけですから責任は重い。

今年は自治振興会のことでいろいろ力を発揮させていただいていると思うのですが、これだけではなくて、参画協働の仕組みがちゃんと作動しているかということに目を光らさないといけないということです。それと併せて、参画協働のための行動方針あるいは計画がないとおかしいじゃないかというご指摘があったのですが、事務局、答弁をお願いします。

○事務局

副委員長からご指摘を受けて、東近江の計画を見せてもらって参考にさせてもらっているところです。たしかにこの条例を実行に移すために、どういうプロセスでそれを実行していくかということが必要だということも認識しているのですが、総合計画があって、個別計画がたくさんありまして、また、まちづくり基本条例に基づく協働参画の計画というと、また個別計画が増えます。総合計画との整合も含めて、私どもは個別計画をつくるにあたっては、本当にそれが必要なのかどうかもこういう場でご議論いただきたいなと思っています。

この市民参画協働推進検討委員会は、基本条例第31条に「必要な時期に見直しをする。その見直しにあたって市長は、市民に参画をしてもらって検討する」となっていますので、まちづくり基本条例の見直しについてもご議論いただきたいですし、今、委員長、副委員長がおっしゃったように、実行に移すための計画の必要性もご議論いただきたいと思っています。

○中川委員長

わかりました。すごくたくさん仕事があるのですよね。

○事務局

まずは自治振興会のまちづくりがもっと機能するように、地域市民センターのあり方、交付金の有効活用、そういったところをご検討いただきたいと考えています。

○中川委員長

当面急ぐべき課題であるからそれをやらないといけないというのはわかります。参画協働の推進の基本方針もしくは基本計画、行動計画みたいなものがないのはおかしいという副委員長のご指摘ももっともです。

草津は基本方針をつくって、毎年計画書も出ています。これが協働の実績ですよ、

判定してくださいと、A、B、C、Dで点数をつけてわれわれは判定します。非常に簡単な、難しくないやり方でやっています。例えば審議会の中身はどうなっているか、男女の比率はどうなっているか、一般公募委員の比率は何パーセントとか、再任は3回までとか、1人の委員が3つの委員会までで、それをオーバーしていたら0点にするとか、そういうことをやっています。奈良市も計画をつくっています。そういう条例をもっているところはたいがい計画をつくっています。

総合計画が上位計画だけど、むしろ先にできている中位計画の参画協働推進計画みたいなものがあれば、それを尊重して上位計画をつくっています。それを無視して上位計画をつくと変なことになります。先に走っている計画があったら、それを追認して総合計画をつくる。地方創生戦略と一緒にです。

○事務局

今年度に第2次総合計画が策定されたのですが、市民自治を中心に置いて、自治振興会によるまちづくりにもっと力を入れていくとか、市民活動のネットワークをつくっていくということをうたっているのですが、どういうふうに進めていくかというところと難しい問題があって、個別計画なのかなと思います。そうするとまたアクションプランみたいなものをつくっていかないといけないのかなと思っています。

○中川委員長

アクションプランはしんどいというのなら、基本方針をつくれればいい。

○事務局

計画があると、すべてその進捗状況確認をしないといけないので結構大変です。

○中川委員長

そこまでやるだけのエネルギーも体力もないというのだったら、基本方針にとどめておいて、それに対して存分に意見を出してもらうのがいちばん楽なやり方です。草津みたいに全部データを出させてA、B、C、D判定まで全部審議会に対してするのは緻密なやり方です。行政の過剰な負担にならないようなやり方で、なおかつ参画協働を行政内部に浸透させていくのにいちばん何がいいかを考えた方がいいのです。

○薮下委員

この方向性に基づいて、ある程度報酬があるような形で動ける人をというところで、各自治振興会には事業加算金がある計算式に基づいて交付され、何かしないといけないというのでイベントが目的化されている部分が仮にあるとするならば、それはいかなものかと考えます。将来を見越したところに金を使ってほしいと思います。

事業加算金の絶対額は減っていく方向にいくのは当たり前なので、減額をもっと極端にしながら、しかしそれは将来の地域のために、人材育成や、地域のために使うの

だということで、集落支援員になられた方が、ヒト、モノ、情報をうまく蓄えて、特色ある各地区の自治振興会をつくりあげていくということでしょうか。

○中川委員長

今おっしゃったことは、要するにストック形成のために金を使うということだと思います。フローに見えていてもストックにつながるフローと、フローのためだけのフローがあって、それをよく見極めようということだと思います。例えばイベントばかりやっていて批判される方がありますが、そのイベントをやることで防災能力が高まる訓練につながるようなものだったらストックですね。よそ者といわれて孤立しがちな人たちに招待状を送って一緒に遊ぼうよと誘っているならば人的ストック形成になるし、使い方そのものにちゃんとした戦略性があればいいのです。

○池田委員

質問ですけど、交付金の見直しのなかで将来的に補助金という形になることもあるのですか。交付金はポンと入ってくるから、そのマイナス面は、金があるから使うのだといって中身のないことでも使うということもあるけれど、補助金になると申請して、こういう計画性がちゃんとあって、ただ、弱いところは芽が出ないということがあるけれど、そういったことは将来的にどうなのですか。

○事務局

やる気のあるところに重点配分できるような見直しができないのかなと思っています。人口規模の少ない自治振興会は、課題は山積していても交付金、事業加算金の額が十分ではなくてそこへ踏み込めない。やはりお金は同じようにいるし、本当にやろうとしているところに何かできるような制度に変えたいと思っているのですが、それが補助金なのかはわかりません。

○中川委員長

補助金に戻す気はないということですね。

○事務局

今のところはそうです。

○吉田委員

その場合にバランスシートを組んでおかないと、地域資産という部分でいったときに減価償却して負債を入れ替えすると、うちの場合7年間で7000万近いお金が入っていますから、それを使ってきた分の減価償却をして入れ替えないといけない。その時期にまた何百万か必要なので、かなり計画的にしないと破産するかもしれない。

○中川委員長

年間使う予算が数千万円にいずれなると思うので、そのときに法人格がないと代表の個人責任が重くなる。権利能力なき社団は個人が責任をもたないといけないから。併せて、バランスシートが必要になるし、資産台帳等々を管理できる事務局の経理能力が問われてきます。大福帳法人でやっていたらだめです。法人格を備えてやりだしたら今度は法人税も払わないといけなくなるし、いろいろなビジネスに手を出したら消費税も払わないといけない。となると税務の知識も必要になってくる。人を雇ったら今度は労働基準法とか労働関係法規に基づく社会保険の負担もやらないといけない。どんどんそうして経営スキルが必要になってくる。それにつながる発言だと思います。軽四の自動車を1台所有しているだけで資産ですから減価償却をしていかないといけない。そういうことをこの発展の段階でも考えていると思います。

○吉田委員

道路照明とか防犯灯とか消防ホースとかを買っていくだけでその問題が発生するので、これはまちづくりのなかで維持していく単なる維持の話ですけれど、もうその時点まで来つつあるので、かなり危険な地域なのではないかと思います。

○中川委員長

総務省はコミュニティ法人を熱心に進める気がないようで研究会で止めていますが、経産省の法人のほうが先に動いてしまう可能性がある。これに乗るのも危ないなと思うので、どうしたらいいか頭が痛い。みんなで合意して株式会社にしてしまうのがいちばん早い。それは簡単につくれるし、解散も簡単にできる。そのへんの議論をしておかないといけないのですが、いずれ法人格が必要になります。そういうことも含めてスキルをアップしようという話です。

○中川委員長

議論は尽くせたかと思います。積み残しで研究が必要なことは確認しましたので、事務局と副委員長と私で詰めていきたいと思います。

4 その他

○事務局

次回委員会の開催日を1月16日火曜日14時から開催でよろしいか。

—— 全員了承 ——

○中川委員長

追加発言をします。地域市民センター長の嘱託職員化や集落支援員制度に切り替えても、旧町単位に統括指導する正規職員は配置されるということです。バックアップ

する正規職員をブロックごとに置き、さらにバックアップする職員やセンター長、集落支援員を指導助言するために外部アドバイザーも配置する、かなり手厚い制度であることを強調し忘れていました。

○事務局

それでは閉会にあたり、西村副委員長からごあいさつをいただきます。

○西村副委員長

ある一定の方向性が出たので、次は支援員のあり方を議論できたらいいかなと思います。とくに各地域でかなり特徴があるので、特徴を生かしたまちづくりができるように支援員を設置していきたいと思います。

○事務局

これをもちまして第3回市民参画、協働推進検討委員会を終了いたします。